

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文 目次

○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）（抄） …………… 1

○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）（抄）

（建設業法の一部改正）

第一条 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 特定建設業の許可（第十五条―第十七条）」を「第三節 特定建設業の許可（第十五条―第十七条）」に、「第二十四条の七」を「第二十四条の八」に、「第二十七条の三十九」を「第二十七条の四十」に改める。

（略）

第二十五条の二十七の見出しを「（施工技術の確保に関する建設業者等の責務）」に改め、同条第二項中「前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他」を「前二項」に改め、「の確保」の下に「並びに知識及び技術又は技能の向上」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。

（略）

第二十七条の三十九の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（建設業者団体等の責務）」を付する。

第四章の三中第二十七条の三十九の次に次の一条を加える。

第二十七条の四十 建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（略）

第三十四条第二項中「並びに予定価格」を「、予定価格」に、「基準を」を「基準並びに建設工事の工期に関する基準を」に改める。

（略）

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正）

第二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十七条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十七條、第二十七條の二第一項及び第二十七條の十六第一項の改正規定並びに附則第三條及び第八條の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。